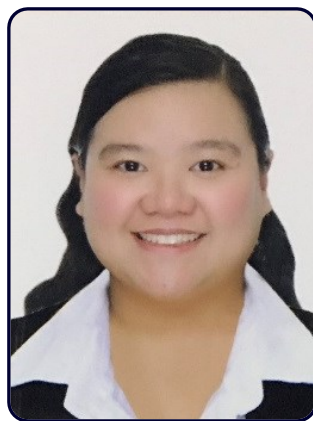


外国人研修医の紹介

2月より、外国人研修医、メアリー ローズ医師が赴任します。
研修期間は2月から7月末までの予定です。
どうぞ宜しくお願い致します。

名 前 : Mary Rose Casas Gonzales
メアリー ローズ カサス ゴンザレス
国 籍 : フィリピン
診 療 科 : 整形外科



外国人臨床修練制度とは？

日本で医療行為を行うためには、日本の医療資格を取得する必要があります。これは医師法という法律で定められています。外国の医師免許を持っていても日本の医師免許を持っていない外国の医師は日本で医療行為を行うことができません。

臨床修練制度は、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研究を目的として来日した外国人医師に、その目的を十分に達成することが出来るよう、厚生労働大臣が、一定の制約の下に診療（処方せんの交付を除く。）を伴う研修を行う許可を与える制度です。一定の制約とは、厚生労働大臣の指定した病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下においてのみ診療が行えることです。なお、この制度は日本における医師免許を与えるものではありません。外国医師は厚生労働大臣の許可を受けて、最長2年間臨床修練を行うことができます。

（関係法令：医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律）

外国人看護補助者が1名入職しました

ミャンマーから看護補助者として、1名が入職しました。慣れない日本の生活や気候、難しい日本語などで毎日戸惑いながらも仕事をしています。特に気候の変化にはついていけず、『寒い、寒い』と言いながらも、生活をしています。ちなみにミャンマーでは気温が20度以下になることはあまりないようです。

まだ入職して間もない彼女ですが、仕事と日本語を勉強し、7月にある日本語検定N3の合格にむけて頑張っています。彼女の目標は、介護福祉士の資格を取得し、日本で働き続けることです。

現在は、研修を終えて病棟で仕事を行っていますが、日本語が上手く話せなく苦労しています。

また、当院には、5名の外国人看護補助者が働いています。先輩たちは、日本語はとてもうまくなり、日本人と変わらないレベルになってきています。さらに彼女たちの持ち前の『明るさ』と『努力』で自信をもって行える業務も増えてきました。

今後どうぞよろしくお願いいたします。

看護部教育師長 大田 富美代

ティリ ティンさん

